

資格停止措置一覧表

令和4年 10月 31日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	中外テクノス(株) 中部支社	名古屋市守山区花咲台二丁目303番地	4. 11. 1 ~ 5. 1. 31 (3箇月)	<p>公正取引委員会は、広島県及び広島市が発注した特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた11社に対して、令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このうち、岐阜市及び岐阜市病院事業又は岐阜市上下水道事業部に登録のある4社については、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領及び岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、競争入札参加資格停止措置を行う。</p> <p>また、課徴金減免制度の適用を受けた西日本電信電話(株)、(株)大塚商会については、資格停止期間を2分の1に短縮する。</p> <p>(独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)</p>
	Dynabook(株) 中部支社	名古屋市中区錦三丁目15番15号	同上	
	西日本電信電話(株) 岐阜支店	岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地	4. 11. 1 ~ 4. 12. 16 (1. 5箇月)	
	(株)大塚商会 中部支店	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	同上	